

五 海底電線（四條。）

條約上の疑義もなく折半引渡しに關する技術的問題を研究して置くをもつて足りよう。

六 漁業問題（二十一條・九條）

韓國側は従来屢々講和後ににおけるマタア・サ・ラインの存置を主張している。他国との漁業協定を極つてゐる部課に一括処理してもらいうことが事宜に適しよう。

八 賠償問題及び國內韓国人財産の連合國財産扱
平和條約からは韓国がかかる権利を主張し得る根拠はなぬか。
韓国官辺筋は屢次問題にしてゐる。

平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件

日本に対する朝鮮側の請求権（債権を含む）（四條a）

朝鮮の在日財産（船舶問題を含む）（四條b）

朝鮮に対する請求権（債権を含む）（四條c）

（四條d）

海底電線の処分に関する実施問題（四條c）

（二十一条、

九條）

漁業協定（四條c）

通商航海條約については次の点が問題となる。

（1）貨物の輸出入に対する又はこれに関連する關稅、課金、制限

その他の規則の問題

（2）海運、航海及び輸入貨物の取扱並びに自然人、法人及びその利益に関する待遇の問題 この待遇は税金の賦課及び徵收、

裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、日本法人への参加、事業活動の遂行等の問題を含み、在日朝鮮人待遇問題はその一環をなす。

(15)

日本の国営商企業の对外販売の問題、（二十一條）